

# COLORS, FUTURE! ACTIONS KAWASAKI 100th

川崎市市制100周年記念事業  
実行委員会主催事業（提案型事業）

## 募集要項



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和5年9月

川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会

# 川崎市市制 100 周年記念事業 実行委員会主催事業（提案型事業） — 募集要項 —

## 1 事業の目的

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会（以下、「実行委員会」という。）では、令和6年に迎える市制100周年の歴史的な節目に、これまでの川崎の歴史を振り返りながら、川崎だからできる多様で多彩なアクションを模索し、「あたらしい川崎」を生み出していきます。

実行委員会主催事業は、さまざまな主体を巻き込みながら、未来に向けた活力のある「あたらしい川崎」を生み出していく記念事業全体を先導する事業であり、このたび、実行委員会参画団体に加え、市民、企業、団体等の皆様から広く提案型事業を公募し、そこで生まれる柔軟なアイデアや発想が、記念事業を盛り上げ、社会課題の解決や地域の魅力や価値の向上に向けた取組となることを目指します。

## 2 募集する事業の条件

(1) 提案型事業の対象となる事業は、次の要件を全て満たす事業とします。

- ① 川崎市市制 100 周年記念事業実施計画「Colors,Future!Actions プラン」に記載の基本理念、基本方針、取り組む視点と整合性のある事業提案であること。
  - ② 令和6年度に共創事業を実施し、成果を報告できること。
  - ③ 令和7年度以降も事業の継続実施が見込めること。
- ※1 提案者あたり複数の事業提案が可能です。

(2) 次のいずれかに該当する事業は、当該事業の対象外とします。

- ① 事業の実施場所が川崎市内ではないもの。（※アプリケーションなどネットワーク上で行うサービス等は除く。）
- ② 川崎市から既に負担金、補助金、助成金等の支援を受けている事業又は受ける予定のある事業。
- ③ 特定の個人若しくは企業その他団体のみが利益を受けることを目的とするもの。
- ④ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの。
- ⑤ 現金給付または施設整備のみを目的とするもの。
- ⑥ 法令又は公序良俗に反するもの。
- ⑦ ギャンブルに関わるもの（※公共的団体が実施する公営競技を除く）。
- ⑧ 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの。
- ⑨ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの。
- ⑩ その他、実行委員会が実施する事業としてふさわしくないもの。

### 3 実行委員会が負担する経費

実行委員会が負担する経費は、令和6年度の事業遂行に直接的にかかる経費のうち 1 / 2以内とし、1事業あたり500万円（消費税込み）を上限とします（下限は250万円（消費税込み））。負担金は、原則として事業実施完了後に支払うこととなりますが、具体的な負担金の交付方法については、実行委員会と締結する「提案型事業連携協定」で定めるものとします。

### 4 選定する事業数

本提案型事業募集において選定される事業は、4件程度を予定しています。  
※選定の取り消しがあった場合や、落選となった提案事業者の中から、繰り上げ補充により選定する場合があります。

### 5 募集するテーマ

提案する企画内容は基本的に自由（フリー）とします。  
なお、次の推奨テーマを踏まえた提案は優先的に選定します。

推奨テーマ	内容
子どもの未来応援プロジェクト	これからの川崎を担う「子ども」や「子どもに関わること」の充実を目指す提案企画
Business Incubation KAWASAKI	起業2年目から5年目の若い企業の力を集めた「あたらしい川崎」の創出を目指す提案企画
目指せ！名産品創出プロジェクト	得意なコト、モノを掛け合わせ、共創することで「全国から愛される〇〇」の創出を目指す提案企画

### 6 応募要件

応募することができる事業者（以下、「提案事業者」という。）は、次の項目全てを満たすものとします。

- (1) 提案事業者が2以上の個人又は法人その他団体若しくは共同事業体であること。
- (2) 提案事業者の構成員に実行委員会参画団体が1以上入っていること。なお、応募の時点で構成員のいずれも実行委員会に参画していない場合は、選定された際に実行委員会に参画すること。
  - ※ 個人は実行委員会に参画できないため、当該個人に参加要件は適用しません。
  - ※ 川崎市外で活動する事業者・団体でも応募いただけます。
- (3) 事業実施に必要な免許又は資格等を備えていること。
- (4) 提案が採択された場合には、速やかに事業を開始すること。
- (5) 実行委員会と協議のうえで必要な協力・調整ができること。
- (6) 事業決定後数年間、市のフォローアップ調査等に協力できること。
- (7) 次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

- ① 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体等。
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第 225号）等による手続き中である団体等。
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他「川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）」第2条各号に該当する団体等。
  - ④ 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は川崎市税を滞納又は未申告である団体等。
  - ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、普通地方公共団体から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体等。
  - ⑥ 川崎市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体等。
  - ⑦ その他提案型事業連携協定の対象としてふさわしくない団体等。
- ※ 選定後に上記条件を満たさないことが判明した場合、選定を取り消す場合があります。

## 7 対象経費

基本的に採択された事業の実施に要する費用が対象となりますが、他の業務と一体的に使用しており、明確に分けることができない場合（事務所の光熱費、ガソリン代など）や、そもそも採択された事業に直接関係のない費用は対象外となります。

対象となる経費の例は、次のとおりです。

対象経費費目	例
報償費	外部の講師等に支払う謝礼、調査・研究に係る報償費など
旅費	外部の講師等に支払う交通費、宿泊費など
印刷製本費	パンフレット、冊子等の印刷費など
消耗品費	文房具、コピー用紙など（税込2万円未満の物品等に限ります）
人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）の雇上に係る費用など
使用料	会場使用料など
賃借料	機材等のレンタル料など
通信運搬費	切手代や宅配料など
保険料	傷害保険等

※事業と直接関係のない管理・運営に関する人件費（構成員に対する人件費や謝礼等）、備品（税込2万以上の物品）の購入費、打ち合わせでの飲食費、被服費、ガソリン代、電話やインターネットの使用料金、その他提案事業に直接関わらない経費は対象となりません。

## 8 スケジュール

本事業のスケジュールは次のとおりです。  
なお、時期・期間は状況により変更される場合があります。

令和5年9月1日～29日	事前相談
令和5年10月1日	応募書類の受付開始
令和5年11月30日	応募書類の締切
令和5年12月～令和6年1月	書類審査（1次審査）
令和6年1月下旬	書類審査（1次審査）結果通知
令和6年2月	プレゼンテーション（2次審査）
令和6年2月下旬	プレゼンテーション結果（2次審査）通知
令和6年3月	提案内容の発表（実行委員会総会で発表 <sup>※1</sup> ）
令和6年7月頃	中間報告（進捗状況の報告 <sup>※2</sup> ）
令和6年10月頃	中間報告（進捗状況の報告 <sup>※2</sup> ）
令和7年3月	最終報告（実行委員会総会で発表 <sup>※2</sup> ）

※1 選定された事業者は、その提案を令和6年3月に開催予定の川崎市市制100周年・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会第4回総会の場で説明していただきます。

※2 中間報告として、令和6年7月及び令和6年10月に事業の進捗状況の報告をしていただきます。最終報告として、令和7年3月に選定事業の成果及び次年度以降の計画を実行委員会総会で報告していただきます。

## 9 事前相談・応募方法

### （1）事前相談

次の問い合わせフォームから事前相談を受け付けします。

URL：<https://logoform.jp/form/FUQz/358857>

事前相談の内容に対する回答は、9月中に実行委員会ウェブサイトにてFAQを掲載します。  
相談内容によっては、個別に回答させていただきます。

### （2）応募書類の提出

次のメールアドレス宛てに応募書類を添付のうえお申込みをお願いします。

E-mail：[info@kawasakicity100.jp](mailto:info@kawasakicity100.jp)（10月1日から開設）

### （3）応募書類

- ① 川崎市市制100周年記念事業提案型募集事業提案申込書（第1号様式）
- ② 企業等概要書兼誓約書（様式A）
- ③ 収支予算書（様式B）
- ④ 企画提案書（様式C）

## <記載事項>

- ア 事業名
- イ 企業・団体概要・過去実績
- ウ 市制100周年で実施する意義・関連性・理解度
- エ 提案に至った背景
- オ 共創による役割分担、各団体の強み弱み、相乗効果
- カ 事業内容（具体的な提案内容、目的、ターゲット、実施場所、実施体制 スケジュール等）
- キ 事業の新規性・独自性
- ク 事業実施により見込まれる効果
- ケ 事業計画（スケジュール・収益、コスト、想定されるリスクと解決策）
- コ 令和7年度以降の事業展開イメージ
- サ その他、アピールポイント

※事業内容等については、図解で用いる等なるべくわかりやすい表現にしてください。

※企画提案書（様式C）は必ずご提出いただきますが、企画提案書の記載事項について、補足資料としてPower Point等の本要項で定める以外の形式でご提出いただいても構いません。

- ⑤ 納税証明書の写し  
※個人の場合でも必要となります。  
※川崎市競争入札参加資格を有する場合は提出不要です。
- ⑥ 登記簿謄本の写し  
※登記簿謄本が提出できない場合は、これに準ずる設立がわかる書類を提出してください。
- ⑦ 直近2期分の四半期決算書及び昨年度の本決算書の写し  
※創業直後で決算書を提出できない場合はご相談ください。  
※共同事業体の場合は代表企業のみ提出してください。

### (4) 応募費用

指定口座に1提案当たり3,000円を振り込んでください。

振込先は10月1日の提案書類の受付開始後に実行委員会ウェブサイト上でお知らせします。

※応募費用の振り込みが確認できない提案については審査対象外とさせていただきます。

## 10 審査方法

次のとおり審査を行います。

- (1) 一次審査（中小企業診断士・公認会計士等の専門家による書類審査）  
応募書類をもとに応募資格等の要件審査を実施後、書類審査を行います。  
※応募に必要な書類が整っていない場合は審査対象外となります。
- (2) 二次審査（プレゼンテーションによる審査）  
一次審査通過者を対象に選定委員会を開催してプレゼンテーションによる審査を実施します。  
二次審査の開催日時、会場等に関する内容は一次審査通過者のみお知らせします。  
二次審査において、追加で書類の提出を求められることがあります。

### (3) 評価の視点

100周年記念事業との関連性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100周年を記念する相応しい事業内容になっているか。</li> <li>・市民や地域にとってプラスをもたらすような効果的な提案がされているか。</li> </ul>
課題の深堀度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会課題を踏まえた提案内容となっているか。</li> <li>・課題の根本原因まで深堀できているか。</li> <li>・客観的データに基づいて課題を把握しているか。</li> </ul>
共創性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体に多様なステークホルダーで構成されており、それぞれの役割が明確かつ妥当であるか。</li> <li>・共創による相乗効果が期待されるか。</li> </ul>
新規性 独自性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイデアや事業内容に新規性・独自性・競争優位性があるか。</li> <li>・類似の事例がすでに実施、普及されてないか。すでに実施されているものであっても、実施方法等がより明確かつ妥当性が高いなど、競争優位性が見込まれるか。</li> </ul>
事業の実現可能性 継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容は、具体的なものとなっているか。</li> <li>・事業化スケジュールは、実現可能性の高いものとなっているか。</li> <li>・事業実施のための各種能力、経営基盤等を備えているか。</li> <li>・次年度以降も事業の継続実施が見込まれるか。</li> </ul>
費用適切性 管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制は適切なものとなっているか。</li> <li>・事業規模に応じた適切かつ効率的な見積りとなっているか。</li> <li>・事業者間での費用管理、マネジメント体制が適切に構築されているか。</li> </ul>

※ 審査の内容等に関する問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

※ 提案時の構成員に実行委員会参画団体が含まれる場合は優先的に選定します。

## 11 実績報告

事業終了後、負担した費用の精算を行いますので、速やかに次の書類を提出してください。

### 【事業費精算の提出書類】

- (1) 事業実施報告書（第3号様式）
- (2) 事業実施概要書（第4号様式）
- (3) 収支決算書（第5号様式）
- (4) 負担金交付申請書
- (5) 対象経費の支出に関する領収書の写し（レシート等）
- (6) 対象経費の数量、金額、契約先等の確認が可能な書類（契約書、発注書等）
- (7) 負担金交付の根拠となる資料（レシート等）は令和12年度まで保管してください。

※ 川崎市以外の他の補助金を併用する場合は、対象経費を明確に分けてください。

## 12 負担金の支払い

- (1) 負担金は、原則として事業実施報告後に支払うこととなりますが、具体的な負担金の交付方法については、実行委員会と締結する「提案型事業連携協定」で定めるものとします。
- (2) 事業の円滑な実施のため、負担金のうち100万円以内を概算で支払い、事業終了後に残額を支払うことも可能です。交付の決定通知を受けた後、実行委員会と協議の上、指定する書類で請求してください。

## 13 その他留意事項

- (1) 提案事業者は、企業等概要書兼誓約書（様式A）の提出をもって本募集要項の記載内容等を承諾したものとみなします。
- (2) 提案に要する費用は、全て提案事業者の負担とします。
- (3) 使用する言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は円を使用するものとします。
- (4) 提案書の著作権は提案事業者に帰属します。ただし、実行委員会は、審査結果の公表等、必要な範囲で提案書等を使用することができます。事業の実施によって生じた成果物の帰属は、必要に応じて協議して定めます。
- (5) 知的財産権等の取扱いについて、実行委員会及び選定事業者は、実施する事業において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等（以下、「知的財産権等」という。）の対象となるべき発明又は考案をした場合には、双方に通知しなければならない。この場合において、当該知的財産権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、双方協議して定めるものとします。
- (6) 提案書その他提案事業者から提出された書類は返却しません。
- (7) 実行委員会による協定の解除や選定事業者による事業の変更等があったときは、負担金の交付決定の全部または一部を取り消し、既に交付した負担金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- (8) 必要と認める場合に、提案事業に係る収支を記載した書類等の提出を求めることがあります。交付申請や実績報告に用いた書類は、負担金の交付を受けてから7年度は保存しなければなりません。
- (9) 提案事業終了後、この事業の成果を確認するために、ヒアリングへの協力や報告を求める場合があります。

なお、この事業に関わらず、実行委員会または市が実施するヒアリングや調査などについては、ご協力をお願いいたします。
- (10) この事業の負担金交付申請、交付決定、変更若しくは中止の申請及びその決定、実績報告、又は交付確定に関する書類等については、公表の対象となることがあります。
- (11) 応募の際に提出いただく個人情報、本事業以外の目的で使用することはありません。万一、当該目的以外の目的で利用する場合には、必ず事前に皆様にご相談します。また、利用目的に照らして不要となった個人情報は、速やかにかつ適正に削除・廃棄します。

なお、応募書類をご提出いただいた段階において、当該目的で実行委員会が個人情報を使用することを了承いただけたものと判断させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- (12) 選定決定通知後の手続きに必要な書類の様式については、別途お知らせします。
- (13) この募集要項、実行委員会が定める「川崎市市制100周年記念事業提案型事業の募集に関する実施要綱」、選定後に締結する「提案型事業連携協定書」に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合は、信義誠実の原則にのっとり、関係法令に基づいて協議するものとします。

## 14 その他

提案にあたっては、川崎市市制100周年記念事業実施計画「Corors,Future!Actions」プランに記載の基本理念、基本方針、100周年記念事業に取り組む視点も踏まえてください。

参考：川崎市市制100周年記念事業実施計画「Corors,Future!Actionsプラン」

<https://kawasakicity100.jp/cms/wp-content/uploads/2023/03/ColorsFutureActionPlan.pdf>

川崎市市制100周年記念事業実施計画「Corors,Future!Actionsプラン」基本理念

川崎市の発展を支えてきた「多様性」の価値を改めて共有  
未来に向けた活力ある「あたらしい川崎」を生み出していく新たなスタートライン

川崎市市制100周年記念事業実施計画「Corors,Future!Actionsプラン」基本方針

- 基本方針1 川崎市ブランドメッセージへの共感を喚起する。
- 基本方針2 新たな100年に向けて、文化して根付くムーブメントを起こす。
- 基本方針3 市民一人ひとりのシビックプライドを醸成する。

川崎市市制100周年記念事業実施計画「Corors,Future!Actionsプラン」取り組む視点

- 取組視点1 共創による社会課題の解決と未来への挑戦
- 取組視点2 川崎を好きになる事業の展開
- 取組視点3 これからの100年を担う若年層を中心とした「あたらしい川崎」を生み出す取組の展開
- 取組視点4 市民、企業、団体等を巻き込む取組の実施

## 15 お問い合わせ先等

### お問い合わせ先

川崎市市制100周年・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会事務局  
(川崎市総務企画局シティプロモーション推進室)

窓口、電話でのお問い合わせには対応いたしかねますので、以下の問い合わせフォームをご利用ください。

#### 【問い合わせ方法】

10月からお問い合わせ専用のメールを開設しますので、9月末まではお問い合わせフォームよりお問い合わせください。

9月まで URL：<https://logoform.jp/form/FUQz/358857>

10月以降 E-Mail：[info@kawasakicity100.jp](mailto:info@kawasakicity100.jp)

### 実行委員会公式ウェブサイト

URL：<https://kawasakicity100.jp/>

